

大分類A-農業

総説

この大分類は、農業及びこれに関係するサービス業を含む。

農業分類の単位は農場であつて、業として行うものは、すべて事業所として調査単位になる。農場は経営者の労働のみによつて運営されることもあるし、経営者の家族、又は雇傭者の助けをかりて経営されることもある。又、その組織も共同経営、会社、あるいはその他の組織体によつて経営されることもある。

農場は单一の土地からなることもあるし、同一又は異つた所有の下にある離ればなれになつてゐる土地から成り立つてゐることもある。たとえば、一農夫がある土地を所有し、他を賃借して耕作しているような場合である。従つて、耕作地から見れば、所有者や経営者が雇労労働者を使用して経営している土地と同じく、各小作人によつて経営されている土地も、各々別の農場として取り扱われるのである。

農場のうちには乾燥場、酪農場、種畜場、温室、毛皮農場、食用菌栽培場、養蜂場、草生地等を含む。

農業は、これを商品生産農業及び非商品生産農業の二つの中分類に分け、これに農業的サービス業を加えて三中分類に分ける。

中分類 01—商品生産農業

総 説

商品生産農業とは、農業生産物を3万円（1949年基準以下同じ）以上販売する農業事業所をいう。農業生産物を3万円未満しか販売しない農業事業所は非商品生産農業として中分類02に分類される。

この商品生産農業は、主な収入のもととなる農業生産物の種類、あるいは、その一群の種類によつて次の七つの小分類に分けられる。

- (1) 穀作農業
- (2) 穀作以外の園場作物農業
- (3) 果樹、樹園農業
- (4) 特殊園芸農業
- (5) 畜産農業
- (6) 養蚕農業
- (7) 各種農業

(1)から(6)までは、それぞれ生産物あるいは一群の生産物の販売額が農業生産物総販売額中最高重要度を占める農業である。(7)は農業生産物の総販売額は3万円以上になるが、農業生産物のどの種類、あるいは一群の生産物の販売額をとつても、農業生産物総販売額中に占める重要度が等しい場合の農業をいう。

小分類 細分類
番 号 番 号

011 穀作農業

0111 穀作農業

穀物の販売額が農業生産物総販売額中最高重要度を占める農業をいう。

ここにいう穀物とは、米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆の九種類である。

○穀作農業（農業生産物総販売額が3万円以上で、そのうち米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆のうちの一種類、あるいは二種以上の穀物の組合せ、又は、これら穀物全部の販売額が最高重要度を占めるもの）；米作農業（農業生産物総販売額が3万円以上で、そのうち米、又は米とその他の穀物の販売額が最高重要度を占めるもの）；麦作農業（農業生産物総販売額が3万円以上で、そのうち麦類又は麦類と、他の穀物の販売額が

中分類01—商品生産農業

最高重要度を占めるもの); 雜穀作農業(農業生産物総販売額が3万円以上で、そのうち、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆等の雜穀、又は雜穀と米や麦の販売額が最高重要度を占めるもの); 農業会社(農場生産物の総販売額が3万円以上で、そのうち米、麦、あわ、ひえ、きび、とうもろこし、もろこし、そば、大豆の販売額が最高重要度を占めるもの)

012 谷作以外の圃場作物農業

0121 谷作以外の圃場作物農業

穀物(米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆)以外の露地に栽培されるものを、すべて総括して、その販売額が農業生産物の総販売額中最高重要度を占める農業をいう。本分類には甘藷、馬鈴薯のような主要作物も、野菜も、通常園芸作物と考えられる花類も、亜麻とか薄荷のような工業用作物も、田又は畑に栽培される禾本以外のすべての作物が含まれる。
○馬鈴薯作農業(農場生産物の総販売額が3万円以上で、そのうち馬鈴薯、又は馬鈴薯と、他の穀物以外の圃場作物の販売額が最高重要度を占めるもの); 甘藷作農業、琉球いも作農業(農場生産物の総販売額が3万円以上で、そのうち甘藷、琉球いも、又は甘藷、琉球いもと、他の穀物以外の圃場作物の販売額が最高重要度を占めるもの); 蔬菜作農業(農場生産物の総販売額が3万円以上で、そのうち蔬菜、野菜、又は蔬菜、野菜と、他の穀物以外の圃場作物の総販売額が最高重要度を占めるもの); 花類栽培農業(農場生産物の総販売額が3万円以上のうち露地栽培による花類、又は、その種子及び花類、又はその種子と、他の穀物以外の圃場作物の販売額が最高重要度を占めるもの); 水瓜、メロン、トマト作農業(農場生産物の総販売額が3万円以上のうち、露地栽培による水瓜、メロン、トマト等、又は、これらと他の穀物以外の圃場作物の販売額が最高重要度を占めるもの); 工業用作物栽培農業(農場生産物の販売額が3万円以上のうち露地栽培による工業用作物、又は工業用作物と、他の穀物以外の圃場作物の販売額が最高重要度を占めるものであつて、油糧作物、纖維作物農業のほか、薄荷、煙草、除虫菊、サフラン等の薬用作物の栽培を行うもの)

013 果樹、樹園農業

0131 果樹、樹園農業

果樹、茶、こうぞ、みつまた等のような、禾本植物を栽培して得られる生産物の販売額が農業生産物の総販売額中最高重要度を占める農業をいう。
○果樹栽培農業(農場生産物の総販売額が3万円以上で、そのうち、果樹の栽培、又は、果樹及び他の樹園農業生産物の販売額が最高重要度を占めるものであつて、りんご、ぶどう、みかん等の他の果樹のほか、くり、くるみ等の堅果の

中分類01—商品生産農業

栽培農業も含まれる); こうぞみつまた栽培農業（農業生産の総販売額が3万円以上のうち、こうぞ、みつまた又はこうぞ、みつまた及びその他の樹園栽培による収入が最高重要度を占めるもの); たけのこ（筍）栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、筍、又は筍とその他の樹園栽培による収入が最高重要度を占めるもの); 茶作農業（農産物の総販売額が3万円以上であつて、そのうち、茶生葉又は、主として自家生産葉から製造加工した荒茶及び仕上茶による収入が最高重要度を占めるもの); 果樹苗木栽培業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち果樹用苗木の栽培による収入が最高重要度を占めるもの); 桑苗栽培農業

014

特殊園芸農業

0141

特殊園芸農業

主として温室栽培、フレーム栽培、石垣栽培、穴ぐら栽培など、特殊施設を用いて行う園芸作物の販売額が農業生産物総販売額中最高重要度を占めるものをいう。

本分類に含まれる農業の生産は、特殊施設を用いて行われるということが必要条件であつて、作物の種類が何であるかを問わない。

○温室栽培農業（生産物の総販売額が3万円以上のうち、温室栽培による果物、野菜、花、その他の農産物の販売額が最高重要度を占めるもの); フレーム栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、フレーム栽培による果物、野菜、花、その他の農産物の販売額が最高重要度を占めるもの); 石垣栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち石垣栽培による果物、野菜、花、その他の農産物の販売額が最高重要度を占めるもの); 穴ぐら栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、穴ぐら栽培によるきのこ、野菜、もやし等の販売額が最高重要度を占めるもの); 椎茸栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、椎茸の販売額が最高重要度を占めるもの); 薬用植物栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、屋根覆い等特殊施設栽培による薬用植物の販売額が最高重要度を占めるもの); ふせ床栽培農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、ふせ床栽培による収入またはその他の特殊施設による栽培収入が最高重要度を占めるもの)

015

畜産農業

0151

畜産農業

主として畜産物、酪農製品の販売額が農業生産物総販売額中最高重要度を占めるものをいう。

本分類には家畜、家禽、毛皮獸等の育成、肥育、採卵、酪農品の生産等を行う農業が分類される。

中分類01—商品生産農業

○畜産農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち畜産品の販売額が最高重要度を占めるもの）；牛馬育成農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち牛馬による収入が最高重要度を占めるもの）；養鶏農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、養鶏による収入が最高重要度を占めるもの）；酪農農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、バター、チーズ、牛乳、山羊乳等の販売額が最高重要度を占めるもの）；毛皮獸養殖業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、毛皮獸、又は毛皮獸及びその他の畜産品の販売額が最高重要度を占めるもの）

016

養蚕農業

0161 養蚕農業

主として繭及び蚕種の販売額が農業生産物総販売額中最高重要度を占める農業をいう。

○養蚕農業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、繭の販売額が最高重要度を占めるもの）；蚕種製造業（農業生産物の総販売額が3万円以上のうち、蚕種の製造販売額が最高重要度を占めるもの）

017

各種農業

0171 各種農業

農業生産物の総販売額は3万円以上になるが販売するどの農産物あるいは、一群の農産物をとつてみても重要度の決定し得ない各種の農産物を生産販売する農業をいう。

○各種農業（生産物の総販売額が3万円以上になるが販売品の種類による重要度が決定し得ないもの）

中分類 02—非商品生産農業

総 説

非商品生産農業とは、農業生産物を3万円（1949年基準以下同じ）以上を販売しない農業事業所をいう。副業農場、試験農場、厚生農場などはその主な目的が生産物の販売にある訳ではないから、非商品生産農業に分類される。但し、これらの非商品生産農業でも、農場生産物の販売額が3万円以上の場合は商品生産農業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

021 非商品生産農業

0211 非商品生産農業

農業生産物の総販売額が3万円未満の農業をいう。

- 穀作農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）； 蔬菜作農業（作物の総販売額が3万円未満のもの）； 果樹、樹園農業（果樹、茶、こうぞ、みつまた等の栽培による総販売額が3万円未満のもの）； 特殊園芸農業（温室、フレーム、穴ぐら等による農産物の総販売額が3万円未満のもの）； 畜産農業（畜産或いは酪農製品の総販売額が3万円未満のもの）； 自給農業（生産物の総販売額が3万円未満のもの）； 副業農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）； 試験農業（農事試験場、刑務所の農場、補導所の農場、学校の農場等農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）

中分類 05—農業的サービス業

総 説

本分類は農業事業所にたいして、請負、あるいは契約又は委託を受けて農業に直接関係する専門的業務のサービスを行うものをいう。

農業的サービス業は、その主な収入を請負によるサービスとして受け取るものであつて、収入の主なる源泉を農業生産物の販売によつて他の農業と区別される。

但し、農具の修理等を行うサービス業は、一般修理業として大分類 K サービス業に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

051 農耕サービス業

0511 農耕サービス業

農業事業所の生産した穀物の脱穀、製粉、精米、あるいは農業事業所で行う植付、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去等の作業を請負で行うものをいう。

○脱穀業（農家と請負契約によつて脱穀を行うもの）； 製粉業（農家と請負契約によつて製粉を行うもの）； 精米業（農家と請負契約によつて精米を行うもの）； 協同脱穀、精米、製粉場（農家が自己の農産物を調整するため協同組合又はその他の組織によつて運営するもの）； 農業指導組合； 農業協同組合（主要業務不明のもの）； 耕作組合（主要業務不明のもの）； 農業用水供給事業； 農業排水事業； 水利組合

052 養蚕サービス業

0521 養蚕サービス業

主として請負で蚕種製造、生繭処理、稚蚕飼育等を行う事業所をいう。

請負で行わない蚕種製造業は、蚕種の販売額が3万円（1949年基準）以上の場合は小分類 016 養蚕農業に、3万円未満の場合は中分類 02 非商品生産農業に分類され、請負で行わない生繭処理業は中分類 40 一般卸売業に分類される。

○蚕種製造請負業； 生繭処理請負業； 稚蚕飼育請負業

053 営畜サービス業

0531 営畜サービス業

主として請負で種つけ、孵卵等を行う事業所をいう。

中分類05—農業的サービス業

○種つけ請負業；孵卵請負業；羊毛刈請負業；兎毛刈請負業

054

園芸サービス業

0541 園芸サービス業

主として請負で築庭，庭園樹の植樹，庭園，花壇の手入等を行う事業所をいう。

但し，公衆道路，運動場等の土木事業を伴う公園造成を請負う事業所は，大分類 E 建設業に分類される。

○造園業；植木業（主として庭園作り，又は手入等を行うもの）